

## 琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営事業者募集標準仕様書

### 1 業務名

琵琶湖疏水記念館「そすいカフェ」運営業務

### 2 業務の目的

琵琶湖疏水記念館（以下「記念館」という。）は、京都市が琵琶湖疏水竣工100周年を記念して、疏水の意義を多くの方に伝え、先人の偉業を顕彰するとともに、将来に向かって発展する京都の活力の源となることを願って、市民の協力のもと、平成元年8月に開館した施設である。

令和2年度に、文化観光推進法に基づく「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」が国に認定されたことを契機に、記念館を琵琶湖疏水フィールドミュージアムの拠点として位置付けるとともに、周辺観光の拠点化、日本遺産事業との相乗効果を図ることとしている。

また、記念館の視認性向上や親しみやすい環境づくりに向け、改修を通して、賑わい空間を創出するとともに、ICTも活用した観光案内機能の強化を行い、記念館が岡崎・蹴上の両地区の周遊性向上に寄与することも目指している。

本業務では、記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、令和5年3月1日に設置する「そすいカフェ」の運営を行うこととしており、本業務を実施する事業者を、プロポーザル方式により選定する。

※ 「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」の詳細は次のとおり（記念館の来館者数の推移、今後の目標値などの基礎情報も記載あり）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/bunkakanko/pdf/92656701\\_30.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/92656701_30.pdf)

### 3 使用場所

#### (1) 名称

そすいカフェ

#### (2) 場所

琵琶湖疏水記念館（京都市左京区南禅寺草川町17番地） 地下テラス

#### (3) 平面図

別紙のとおり

#### (4) 使用可能設備

別紙のとおり

### 4 期間

令和5年4月1日（土）から令和5年5月7日（日）まで

※ 設営及び撤去は京都市上下水道局総務部総務課（以下「総務課」）との協議により、上記以外の期間に実施することができる。

### 5 営業時間

午前10時～午後4時

なお、記念館の開館時間は午前9時～午後5時のため、開館時間内に準備・撤収すること。

## 6 休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日休館）

## 7 業務内容

記念館地下テラスにおいて、カフェスペース「そすいカフェ」の運営を行うこと。

- (1) カフェの運営（飲食物の提供）  
※メニュー例：コーヒー、ジュース、ビール、ワイン、日本酒、カレー、ハンバーガー  
ホットドッグ、サンドウィッチ、アイスクリーム 等
- (2) カフェの運営等に必要な物品（店舗装飾、ガーデンセット、販売レジ（キャッシュレス対応含む）、その他本業務実施に必要な物品の設置など）等の調達及び作製、人員確保
- (3) 運営上必要な啓発物品であるチラシ、看板、メニュー表などの作製  
（デザインの制作にあたり、当局が著作権を有する画像及び素材等が必要な場合は、総務課が支給する。）
- (4) 運営中の店舗における安全対策、売上及び来場者数の集計、実施の様子が分かる写真撮影 等
- (5) 各日の終了後の撤収作業、ごみ処理及び清掃
- (6) 運営に際しての保健所や消防署等への必要な各種申請書類の作成及び提出
- (7) 運営マニュアル等必要資料の作成及び提出
- (8) 使用期間終了後のカフェスペースの原状回復

## 8 実施に係る条件

- (1) 休館日をのぞく使用期間の全日程、全使用時間において、カフェを運営すること。ただし、災害その他やむを得ない事情により、記念館を休館とした場合は、カフェ運営を中止すること。その際に生じる業務や損害については、本市は負担しない。
- (2) 提供する飲食物の価格及び内容については、事前に本市と協議のうえ決定すること。
- (3) カフェ内で本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできない。調理済みのものの再加熱（温めなおし）については可能であるが、火気の使用は認めない。
- (4) カフェ内に排水設備を備えていないため、油を大量に使った調理は認めない。
- (5) 飲食物の提供に必要な備品（什器等）は事業者が準備すること。
- (6) 飲食物の提供に際して、建物や設備等の変更や増強は認めない。
- (7) 使用期間中のカフェに関する清掃・維持管理は事業者の負担で行うこと。
- (8) 事業実施の際に生じた破損等については、実施事業者の負担で原状復帰すること。その際の修復方法については、本市の指示に従うこと。
- (9) 使用許可以外の期間については、速やかに設置物の撤収を行うこと。
- (10) 実施事業により生じるごみについては、当日のうちに持ち帰り、処分すること。
- (11) 洗い場等で発生する汚水等については、タンク等に一時的に保管し、総務課職員又は記念館職員が指示する適切な場所へ廃棄すること。
- (12) 実施期間中は、そすいカフェとは別に、総務課との協議により、琵琶湖疏水記念館 1階テラスにおいてキッチンカーの営業を行うことができるものとする。
- (13) ウェブサイト、SNS等で情報を発信するなど、積極的に広報を行うこと。

- (14) 電気料金、水道料金・下水道使用料については、カフェ内にあらかじめ設置しているメーターの指示値を計測し、その使用量に応じた額を負担すること。
- (15) 駐車スペースについては記念館において、運営期間中（「5 営業時間」に記載の記念館の開館時間に限る）、別紙に示す位置を利用可能とする。それ以外の利用は認めないため、事業者の負担において近隣の駐車場等を利用すること。
- (16) 使用料については、提案のあった使用料（固定額）を、使用許可の許可日から10日以内に納入するものとする。売上歩合による提案を行った場合には、事業完了後、すみやかに総務課へ使用期間の売上収入及びそれに基づく使用料を報告し、当局から納付書の送付のあった日から10日以内に納入するものとする。
- (17) 使用期間終了後、事業内容について本市に報告すること。
- (18) 飲食物の提供に係る必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行うこと。

## 9 提案書に盛り込む内容

- (1) カフェの運営の企画（提供メニュー及び価格含む）並びに運営方法
- (2) 本業務を遂行するための体制
- (3) 収支計画
- (4) 集客促進の取組提案
- (5) 使用料（売上歩合（%））についても提案する場合は、その旨も記載）

## 10 提出物

受託事業者は、次の(1)及び(2)に掲げる期間に、総務課が指示する様式及び内容を具備した書類等を提出すること。

- (1) 使用許可の日から5日を経過した日まで  
経歴等を添付した現場代理人届 1部
- (2) 使用期間終了後から5日を経過した日まで  
ア 実績報告書 1部  
イ 完了届 1部  
※ 総務課は、検収その他の必要に応じて、(2)アからウに規定する書類以外の書類又は図画若しくは電磁的記録の提出を指示することができる。

## 11 その他

- (1) 本業務において制作する版下データ等において、すべての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）、その他一切の権利は京都市上下水道局に帰属することとする。また、イラスト等については、二次利用も含み、京都市上下水道局が自由に使用できるものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、総務課と協議し、その決定に従うこと。
- (3) 実施期間は、総務課との協議により、記念館整備工事等に影響のない範囲で延長できるものとする。実施期間を越えた期間の使用料は、本市の計算に基づき算定した金額を請求するものとする。